

## 第5次神奈川県ニホンジカ管理計画案について

### 1 策定の趣旨

本県では、丹沢山地の生物多様性の保全と再生及び農林業被害の軽減を目指すとともに、長期的な観点からニホンジカ地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、平成15年3月に神奈川県ニホンジカ保護管理計画を策定し、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策及びモニタリングを実施してきた。

これまでの取組により、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息数は減少傾向にあると推定され、継続して捕獲を実施している場所では植生回復が見られるようになった一方で、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。

また、これまでシカの影響が見られなかった箱根山地等において、植生への深刻な影響が明らかになりつつある状況となっている。

こうした状況に対応するため、第4次計画に引き続き、第5次計画を策定する。

### 2 策定の経過

#### (1) 神奈川県鳥獣総合対策協議会等での検討

ア 神奈川県鳥獣総合対策協議会 2回（4年7月、5年1月）

イ 同 シカ対策専門部会 2回（4年6月、12月）

#### (2) 自然環境保全審議会での報告

計画の検討状況について報告（4年8月）

#### (3) 市町村との調整

計画素案に係る意見照会（4年10月 県民意見の募集に合わせて実施）

#### (4) 議会での報告

令和4年第3回県議会定例会環境農政常任委員会に計画素案報告（4年9月）

#### (5) 県民意見募集

県民意見の募集（4年10月～11月）

### 3 県民意見募集等の結果

#### (1) 実施期間

令和4年10月19日（水）から11月18日（金）まで

#### (2) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 74件（県民65件、市町村9件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画の基本的な考え方について	22件	3件	25件
(イ) 管理事業について	33件	2件	35件
(ウ) その他	10件	4件	14件
合 計	65件	9件	74件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した意見	14件	3件	17件
(イ) 既に計画に反映されている意見	25件	1件	26件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	14件	1件	15件
(エ) 計画に反映できない意見	10件	2件	12件
(オ) その他	2件	2件	4件
合 計	65件	9件	74件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画に反映した意見

- ・ 錯誤捕獲に関する対策を記載すべき。
- ・ 捕獲エリアを変更し、これまで実施していないエリアを開拓することも優先課題である。
- ・ 重点的な取組方向について、隣接県と連携することを提言する。

(イ) 既に計画に反映されている意見

- ・ 現実施エリアに限らず、エリアを変えて捕獲数が増える所を実施したらどうか。
- ・ 管理捕獲の隊員の技量の向上が必要。

(ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 第5次計画以降も継続していくべき。
- ・ 夜間銃猟を検討していただきたい。

(エ) 計画に反映できない意見

- ・ 「麓」ふもとと言う字に見られるように、昔シカは山の麓にいたらしいが、今は山の方に住んでいます。どこかの麓の所でシカだけが住める場所を確保して、山に入って行かないようにできないものかと思います。
- ・ シカはもともと平地で暮らしていた動物なので、市街地出没時には単なる排除ではなく、できるだけ近隣住民や交通機関と共存できる方策をとってほしい

- い。
- (オ) その他
  - ・全国的温暖化も冬眠しない熊の多さも悩みの種なので対策して欲しい。

#### 4 計画案の概要

##### (1) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

##### (2) 計画期間

2023（令和5）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までの4年間とする。

##### (3) 計画対象区域

###### ア 保護管理区域

県内33市町村中、シカの主要な生息分布域である丹沢山地を含む8市町村（相模原市（緑区のうち旧津久井町の区域のみ）、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町及び清川村）

###### イ 定着防止区域

ア以外で、シカの生息や目撃情報等が得られている市町（相模原市（緑区のうち旧藤野町、旧相模湖町、旧城山町の区域）、平塚市、小田原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町）

##### (4) 第4次計画の成果と課題

###### ア 目標の達成状況

###### (ア) 生物多様性の保全と再生

保護管理区域のシカの生息密度は、捕獲を実施している場所では減少傾向であると推測され、一部地域で植生回復も見られるようになった。しかし、シカの影響による植生衰退は継続しており、目標を達成していない。

###### (イ) 丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続

保護管理区域では、丹沢山地でシカが絶滅の危機に瀕するような状況に無いので、目標の一部は達成している。しかしながら、生息環境管理エリアでの林床植生の衰退が継続しているため、安定的に存続する状態にあるかは、引き続きシカと植生の関係をモニタリングして評価する必要がある。

###### (ウ) 農林業被害の軽減

地域ぐるみで対策に取り組んだ地域では、取組の効果が見られるが、全体としては、農林業被害は減少しておらず、目標を達成していない。

###### (エ) 定着防止による被害拡大の防止

定着防止区域での農業被害が継続し、箱根山地等においてシカの生息密度の顕著な上昇も見られることから、シカの増加抑制及び森林への影響の未然防止の目標を達成していない。

## イ 成果と課題

### (ア) 保護管理区域

植生回復目的の管理捕獲を継続的に行っている地域ではシカ生息密度は減少傾向を示し、一部地域では林床植生の回復も見られ、シカの栄養状態についても改善の傾向が見られている。

しかし、保護管理区域全体で林床植生が回復するには至っておらず、農林業被害は依然継続しているため、引き続き、個体数調整を始めとする管理事業を継続していく必要がある。

### (イ) 定着防止区域

農地周辺でのシカの定着を防止することを目標に市町村等が計画的に管理捕獲を実施した。さらに、県が箱根山地の稜線域で、シカの生息状況を把握しながら管理捕獲を実施した。

しかし、農業被害は継続し、シカの生息密度の上昇も見られることから、シカの増加抑制及び森林への影響の未然防止に繋がっておらず、今まで以上に捕獲圧を高める必要があるものの、従前の捕獲体制で高めることは困難であり、新たな捕獲主体が必要と考えられる。

## (5) 第5次計画の基本的な考え方

第4次計画では、捕獲を実施している箇所でのシカ生息密度が減少傾向を示し、一部地域では林床植生の回復も見られているが、丹沢山地全体での植生回復には至っておらず、農林業被害も継続しているため、シカの生息や植生の状況に応じた個体数調整や森林整備等の生息環境管理、地域ぐるみの被害防除対策及び山地でのシカ増加の抑制と農地周辺での農林業被害の防止の取組を継続するとともに、これらが長期にわたり持続可能となる仕組みづくりに取り組む。

## ア 計画の目標

第4次計画の4つの目標（「生物多様性の保全と再生」「丹沢山地におけるシカ地域個体群の安定的存続」「農林業被害の防止」「丹沢山地以外でのシカ定着の防止」）を引き継ぐ。

- 生物多様性の保全と再生
- 丹沢山地におけるシカ地域個体群の安定的存続
- 農林業被害の軽減
- 丹沢山地以外でのシカ定着の防止

## イ ゾーニングの考え方と管理方針

### (ア) 保護管理区域

- 自然植生回復エリア

丹沢山地の主に高標高域（概ね800m以上）に位置し、主稜線部の丹沢大山国定公園特別保護地区を中心に設定する。丹沢山地の主稜線部にあって、丹沢大山国

定公園の中核的地域として人為的な改変を避けて優れた自然環境が保全されている。この地域では、シカによる過度の採食圧によって林床植生の劣化が顕在化していることから、シカ生息密度を低減し、林床植生を早期に回復させることを目標に、主に県が主体となって管理事業を実施する。

#### ○生息環境管理エリア

スギやヒノキの人工林が広がる中標高域（概ね300～800m）に位置し、丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の特別地域を中心に設定する。人工林や二次林において、水源の森林づくり事業等により森林整備が行われている。

このエリアをシカの主要な生息域として位置付け、林床植生の衰退が生じないレベルでシカを安定的に生息させることを目標として、主に県が主体となって森林整備とシカ管理を連携して実施する。

#### ○被害防除対策エリア

主に山麓部（概ね300m以下の標高域）に位置し、保護管理区域のうち、自然植生回復エリア及び生息環境管理エリア以外の地域に設定する。農地及び市街地が広がり、人の経済活動が活発な地域である。

このエリアでは、農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に管理事業を実施する。

### (イ) 定着防止区域

保護管理区域の周辺域において、シカの生息及び目撃情報がある地域に設定する。

山地においてシカの定着が見られる地域があることから、この地域でのシカの増加を抑制するとともに、農地周辺でのシカ定着を防止し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に管理事業を実施する。

また、山地におけるシカの増加を抑制し、森林の植生への影響を防止するために、他の主体による捕獲が実施されていない高標高の稜線域で、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。

## ウ 第5次計画における重点的な取組方向

### (ア) 保護管理区域－自然植生回復エリア（主に高標高域）

林床植生の回復に向けて、高標高の稜線部等において第4次計画期間中にワイルドライフレンジャー（以下「WLR」という）が実行性を確認した方法を活用し、WLR及び認定鳥獣捕獲等事業者等の高度な技術を持つ者による捕獲を実施する。

### (イ) 保護管理区域－生息環境管理エリア（主に中標高域）

シカの主要な生息地として林床植生の衰退が生じないレベルでシカが安定的に生息する状況を目指して、第4次計画期間中に進めてきたシカの管理捕獲と森林

整備を連携させた取組をさらに推進するとともに、持続可能な管理に繋げるため、森林管理者が主体的に捕獲を実施する取組を進める。

(ウ) 保護管理区域－被害防除対策エリア（主に山麓部）

農林業被害の軽減に向けて、市町村等が主体となって管理捕獲を継続するとともに、4次計画で成果のあった地域主体の取組を進展させ、地域ぐるみによる被害防除対策の推進に重点的に取り組む。

(エ) 定着防止区域

箱根山地等では、シカの増加による林床植生の衰退を防ぐため、他の主体による捕獲が実施されていない高標高の稜線域で、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。また、従前よりも高い捕獲圧が必要と考えられることから、森林管理者及び自然公園管理者等の多様な主体による捕獲の実施に向けて取組を進める。

さらに、農地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減するため、シカが増加傾向にある地域において、シカに対応した防護柵の設置等、市町村等が実施する被害防除対策の取組を強化する。

(オ) 県境域での取組

隣接する東京都、山梨県、静岡県等と生息状況、被害状況、捕獲状況等についての情報交換や研究協力を行う。また、都県境を越えたシカの行動特性について、調査を検討・実施する等、相互に連携した取組を推進する。

## エ モニタリングと進捗管理

保護管理区域においては、地域特性に対応したきめ細かな事業を実施するために、地形や植生等を考慮して保護管理区域を18の大流域と56の管理ユニットに区分して、自然植生等の環境情報、シカの捕獲状況、さらに、生息密度や林床植生への影響等のモニタリングから得られた各種情報を集積する。定着防止区域においても、シカの捕獲状況、生息密度や林床植生への影響等のモニタリングから得られた情報を把握する。これらの情報に基づき事業を実施し、事業効果等を評価して必要に応じて計画や事業を見直し、効果的な事業の実施に努める。

(6) 実施目標と管理事業

保護 管理 区域	自然植生回復エリア		
	○ 実施目標		
	目標達成状況の指標	現状 (H28～R4)	目標 (R5～R8)
	植生定点調査において林床植被率が50%以上の地点数	15地点／25地点	21地点／25地点
○ 管理事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シカの生息密度を低減するための個体数調整の実施</li> <li>・ 効率的な捕獲方法の検討</li> <li>・ 植生保護柵等の効果的な設置</li> </ul>			
保護 管理 区域	生息環境管理エリア		
	○ 実施目標		
	目標達成状況の指標	現状 (H28～R4)	目標 (R5～R8)
	植生定点調査において林床植被率が25%以上の地点数	9地点／27地点	15地点／27地点
○ 管理事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シカ管理と森林整備との連携した実施</li> <li>・ エリア内の自然林の植生回復のためのシカ管理の実施</li> <li>・ 猟区での適正な管理捕獲の実施</li> <li>・ 植生保護柵の効果的な設置</li> </ul>			
保護 管理 区域	被害防除対策エリア		
	○ 実施目標		
	目標達成状況の指標	現状 (H24～27)	目標 (R5～R8)
	県や市町村の支援により地域ぐるみの被害防除対策が取り組まれている地区数	14地区	地区数の増加
○ 管理事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域主体での被害防除対策の取組の推進</li> <li>・ 農地周辺でのシカの定着解消のための個体数調整の実施・わな捕獲の推進</li> </ul>			
定着 防止 区域	○ 実施目標		
	実施目標		
	山地でのシカ増加の抑制 農地周辺でのシカ定着の防止		
○ 管理事業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域主体での被害防除対策の取組の促進</li> <li>・ 農地周辺でのシカの定着解消のための個体数調整の実施・わな捕獲の推進</li> <li>・ 箱根山地、小仏山地の水源林等におけるシカ管理の対策強化</li> <li>・ シカの定着を防止するための植生保護柵設置等の予防的実施</li> </ul>			

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年2月

環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月

計画策定・公表